

水道メーターの検針が「2か月に1回」に変わります

中空知広域水道企業団では経営改善の一環として、水道メーターの検針を現在の「毎月検針」から2か月に1回の「隔月検針」に変更します。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

▽お住いの地区により、検針を行う月が偶数月と奇数月に分かれます。

▽隔月検針の料金算定は、偶数月地区は令和2年5月分（6月請求）、奇数月検針は令和2年6月分（7月請求）から適用となります。※令和2年4月はすべての地区で検針を行います。

▽水道料金及び下水道使用料の請求は、従来どおり毎月請求で変更ありません。

▽偶数月・奇数月の区分けは下記のとおりです

※偶数月検針地区では令和2年4月分の検針時に、奇数月検針地区では5月分の検針時に投函する「水道・下水道 使用水量のお知らせ」に記載してお知らせします。

偶数月検針の地区 (4月、6月、8月、10月、12月、2月に検針)	奇数月検針の地区 (5月、7月、9月、11月、1月、3月に検針)
滝川市 朝日町東、一の坂町東、黄金町東、 北滝の川1163～2257番地、 新町、東滝川、大町、滝の川町東、 二の坂町東、東滝川町、流通団地、 緑町、明神町、南滝の川、文京町、 東町、江部乙町東、	滝川市 朝日町西、有明町、一の坂町西、 北滝の川1～1006番地、扇町、泉町、 花月町、幸町、栄町、空知町、本町、 黄金町西、滝の川町西、中島町、 屯田町西、西滝川、二の坂町西、 西町、JR用地、江部乙町西、 江部乙町の国道12号から西側・北側の地区
江部乙町の国道12号から東側・南側の地区 (偶数月の地域と奇数月の地区が混在しますので、検針時に投函する 「水道・下水道 使用水量のお知らせ」で確認してください)	
砂川市	歌志内市
	奈井江町

▽令和2年5月以降の検針より、下記の地区で検針の定例日が変更になります。

※その他の地区では変更ありません。

	対象地区 (令和2年4月までの検針定例日)	令和2年5月からの 検針定例日
滝川市	1日、2日、3日が検針定例日の地区	4日
	4日が検針定例日の地区	5日
	次の地域のうち、16日が検針定例日の地区 …緑町、江部乙町、江部乙町西、新町	15日
	17日、18日、19日が検針定例日の地区	16日
砂川市	東4条南4丁目と東5条南4丁目のうち、検針定 例日が15日の地区	14日
	三砂町のうち、定例検針日が18日の地区	17日
歌志内市	本町のうち、定例検針日が6日の地区	7日
	神威のうち、定例検針日が9日の地区	8日
	文珠の定例検針日が18日の地区のうちの一部	17日
	19日が検針定例日の地区（事業所等）	18日

●使用水量・料金の算定について

検針を行わない月
(推定月)

前月の検針による使用水量（2か月分の使用水量）の2分の1
を使用水量とみなして算定した額。
※推定月の算定で1 m³未満の端数が出た場合、その端数は検針月
の使用水量に加えます。

検針を行う月
(検針月)

今月の検針による使用水量（2か月分の使用水量）から、前月
の推定月に“使用水量とみなした水量”を差し引いた水量によ
り算定した額。
※検針の結果、推定月の請求額が2か月分の使用水量による
算定額を上回った場合、検針月の請求はありません。また、
推定月分で料金をいただき過ぎた場合は返納します。

偶数月検針
の例

5月分(推定月)

4月検針水量(3月～4月の2か月分使用水
量)27m³を2等分(端数は切り捨て)した13m³
分を請求。【27m³÷2=13.5m³→13m³】

6月分(検針月)

6月検針水量(5月～6月の2か月分使用水
量)31m³から5月分推定水量13m³を差し引い
た18m³分を請求。【31m³－13m³=18m³】

令和元年度まで毎月検針

令和2年度から隔月検針

使用水量 算定の方法	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
		3～4月分水量 27m ³		5～6月分水量 31m ³		7～8月分水量 24m ³		9～10月分水量 29m ³		
	検針月	検針月	検針月	推定月	検針月	推定月	検針月	推定月	検針月	推定月
				3～4月分 水量27m ³ ÷2=13m ³	5～6月分 水量31m ³ －5月推定 分13m ³ = 18m ³	5～6月分 水量31m ³ ÷2=15m ³	7～8月分 水量24m ³ －7月推定 分15m ³ = 9m ³	7～8月分 水量24m ³ ÷2=12m ³	9～10月分 水量29m ³ －9月 推定分12 m ³ =17m ³	9～10月分 水量29m ³ ÷2=14m ³
請求の内容	2月分とし て3月に 請求	3月分とし て4月に 請求	4月分とし て5月に 請求	5月分とし て6月に 請求	6月分とし て7月に 請求	7月分とし て8月に 請求	8月分とし て9月に 請求	9月分とし て10月に 請求	10月分とし て11月に 請求	
	旧料金で請求				新料金で請求					

奇数月検針
の例

6月分(推定月)

5月検針水量(4月～5月の2か月分使用水
量)27m³を2等分(端数は切り捨て)した13m³
分を請求。【27m³÷2=13.5m³→13m³】

7月分(検針月)

7月検針水量(6月～7月の2か月分使用水
量)31m³から6月分推定水量13m³を差し引い
た18m³分を請求。【31m³－13m³=18m³】

令和元年度まで毎月検針

令和2年度から隔月検針

使用水量 算定の方法	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
			4～5月分水量 27m ³		6～7月分水量 31m ³		8～9月分水量 24m ³		10～11月分水量 29m ³	
	検針月	検針月	検針月	検針月	推定月	検針月	推定月	検針月	推定月	検針月
					4～5月分 水量27m ³ ÷2=13m ³	6～7月分 水量31m ³ －6月推定 分13m ³ = 18m ³	6～7月分 水量31m ³ ÷2=15m ³	8～9月分 水量24m ³ ÷2=12m ³	8～9月分 水量24m ³ －8月推定 分12m ³ = 12m ³	10～11月 分水量29 m ³ －10月 推定分12 m ³ =17m ³
請求の内容	2月分とし て3月に 請求	3月分とし て4月に 請求	4月分とし て5月に 請求	5月分とし て6月に 請求	6月分とし て7月に 請求	7月分とし て8月に 請求	8月分とし て9月に 請求	9月分とし て10月に 請求	10月分とし て11月に 請求	
	旧料金で請求				新料金で請求					

「水道・下水道 使用水量のお知らせ」の様式が変わります

検針が2か月に1回になることから、毎月の検針時に発行していた「水道・下水道 使用水量のお知らせ」も2か月に1回の発行となります。また、様式も変わりますのでご了承ください。

- ・偶数月検針の場合…令和2年4月検針分の様式
 - ・奇数月検針の場合…令和2年5月検針分の様式
- ※この様式は上記の検針時に1度のみ投函されます。

〔説 明〕

水道・下水道使用水量①

…下記の検針期間（2か月間）に使われた水量。

▽偶数月検針の場合

2月検針から4月検針までの間の使用水量。

▽奇数月検針の場合

3月検針から5月検針までの間の使用水量。

今回のメーター指針

…今回検針時に読み取ったメーター数値。

前回のメーター指針

…前回検針時（偶数月検針の場合3月、奇数月検針の場合4月）に読み取ったメーター数値。

〇月（検針月）の使用水量…今月分の使用水量。

▽偶数月検針の場合

3月検針から4月検針までの間の使用水量。

▽奇数月検針の場合

4月検針から5月検針までの間の使用水量。

請求額内訳…今月分の請求内訳。

お客様番号…お問い合わせの際にはこの番号をお知らせください。

〇月（推定月）の使用水量

…翌月（偶数月検針の場合5月、奇数月検針の場合6月）分として推定した水量。

※「水道・下水道使用水量①」の1/2。（端数は切り捨て、次の検針月分に入ります）

請求額内訳…翌月（推定月）分の請求内訳。

2年〇月分水道料金等口座振替領収済通知書

…口座振替での領収済分のお知らせ。

▽偶数月検針の場合

1月分の料金の口座振替済額等を記載。

▽奇数月検針の場合

2月分の料金の口座振替済額等を記載。

今後検針する月、変更後の定例日

…今後の検針月（奇数月か偶数月か）と検針の定例日を記載。

水道・下水道 使用水量のお知らせ	
ご利用 2年〇月分 期間 〇月15日～〇月15日 〇〇市〇〇町〇〇丁目	
〇〇〇〇 様	
水道・下水道 使用水量 今月以前の2か月水量	① 27 m ³ 翌月（推定月）はこの使用水量の1/2になります。
今回のメーター指針	100
前回のメーター指針	85
〇月（検針月）の使用水量 （メーター取替までの使用水量）	15 m ³ m ³ が含まれます
請求額内訳	水道料金 3,348 円 下水道使用料 3,078 円 今月計 6,426 円 納期限 令和2年〇月31日
参考	前回（2か月）の使用水量 30 m ³ 前年同月（2か月）の使用水量 30 m ³
お客様番号 00000000-001	
用途・口径・下水道有無 家事 13 有	
検針員 〇〇	
〇お客様のお支払方法は 口座振替 です。	
…納付書でお支払いいただくお客様は、検針月と推定月の請求額の納付書をそれぞれの月の翌月10日過ぎに送付します。口座振替をご利用のお客様は、検針月と推定月の請求額を指定の口座からそれぞれの月の翌月28日に引落しさせていただきます。※請求額は、この通知書以降の調査結果により変更になる場合があります。	
〇月（推定月）の使用水量 ①×1/2	13 m ³
請求額内訳	水道料金 3,106 円 下水道使用料 2,656 円 翌月計 5,762 円 納期限 令和2年〇月30日
通信欄	次回の検針は、〇月にお伺いします。
2年〇月分 水道料金等口座振替領収済通知書	
領収額	5,085 円（うち消費税 462 円）
領収額内訳	水道料金 2,640 円 12 m ³ 下水道使用料 2,445 円 12 m ³
金融機関：上記の金額を 2年〇月28日に口座振替によりお支払いいただきました。	
水道を使用されているお客様へのお知らせ（隔月検針について）	
水道メーターの検針は、これまで毎月の定例日に検針していましたが、今後は2か月に1回の定例日の検針に変更になります。なお、請求とお支払いは従来どおり毎月となります。	
今後検針する月 変更後の定例日	
〇数月	15 日
〇料金には消費税及び地方消費税が含まれています。	
〇本票で直接集金することはありません。	
〇この通知書は、水道料金等口座振替領収書に代わるものです。また、翌月再振替の場合は、再振替分も領収額に含まれます。	
砂川市富平337-1	
中空知広域水道企業団	
フリーアクセス (オインイミズ)	
(無料通話番号) 080-080-01432	
TEL 0125-53-3831	

- ・偶数月検針の場合…令和2年6月以降の検針分の様式
 - ・奇数月検針の場合…令和2年7月以降の検針分の様式
- ※2か月に1度この様式が投函されます。

〔説 明〕

水道・下水道 使用水量のお知らせ			
ご利用 ○年 ○月分 期 間 ○月 15日 ~ ○月 15日 ○○市○○町○○丁目			
○○ ○○ 様			
水道・下水道 使用水量 ① 31 m ³ ※月(検針月)はこの使用水量の1/2になります。			
今回のメーター指針 131 前回のメーター指針 100			
○月(推定月)の使用水量 13 m ³ ○月(検針月)の使用水量 18 m ³ (メーター取替までの使用水量 m ³ が含まれます)			
請求額 内 訳	水道料金 4,381 円		
	下水道使用料 3,712 円		
	今月計 8,093 円		
納期限 令和2年○月31日			
参 考	前回(2か月)の使用水量 27 m ³		
	前年同月(2か月)の使用水量 30 m ³		
お客様番号 00000001-001			
用途・口径・下水有無 家事 13 有			
検針員 ○○			
○お客様のお支払方法は 口座振替 です。			
・納付書でお支払いいただくお客様は、検針月と推定月の請求額の納付書をそれぞれの月の翌月10日過ぎに送付します。口座振替をご利用のお客様は、検針月と推定月の請求額を指定の口座からそれぞれの月の翌月28日に引落しさせていただきます。※請求額は、この通知書以降の調査結果により変更になる場合があります。			
請求額 内 訳	○月(推定月)の使用水量 ①×1/2 15 m ³		
	水道料金 3,616 円		
	下水道使用料 3,078 円		
翌月計 6,694 円			
納期限 令和2年○月31日			
通信欄 次回の検針は、8 月 にお伺いします。			
○年 ○月分 水道料金等口座振替領収済通知書			
領収額 7,768 円(うち消費税 705 円)			
領収額 水道料金 4,056 円 18 m ³			
内 訳 下水道使用料 3,712 円 18 m ³			
金融機関: 上記の金額を ○年 ○月 30 日に口座振替によりお支払いいただきました。			
○年 ○月分 水道料金等口座振替領収済通知書			
領収額 5,085 円(うち消費税 462 円)			
領収額 水道料金 2,640 円 12 m ³			
内 訳 下水道使用料 2,445 円 12 m ³			
金融機関: 上記の金額を ○年 ○月 28 日に口座振替によりお支払いいただきました。			
○料金には消費税及び地方消費税が含まれています。 ○本票で直接集金することはありません。 ○この通知書は、水道料金等口座振替領収書に代わるものです。また、翌月再振替の場合は、再振替分も領収額に含まれます。			
砂川市富平337-1			
中空知広域水道企業団 印			
フリーアクセス (オイシイミズ) (無料通話番号) 080-080-01432 TEL 0125-53-3831			

水道・下水道使用水量①

…ご利用期間(上に記載されている2か月間)に使われた水量。

今回のメーター指針

…今回検針時に読み取ったメーター数値。

前回のメーター指針

…前回検針時(2か月前)に読み取ったメーター数値。

○月(推定月)の使用水量

…前月(推定月)請求分の水量。

○月(検針月)の使用水量…今月分の使用水量。

※「水道・下水道使用水量①」から前月分「○月(推定月)の使用水量」を差引いた水量。

請求額内訳…今月(検針月)分の請求内訳。

お客様番号

…お問い合わせの際にはこの番号をお知らせください。

○月(推定月)の使用水量

…翌月分として推定した水量。

※「水道・下水道使用水量①」の1/2。(端数は切り捨て、次の検針月分に入ります)

請求額内訳…翌月(推定月)分の請求内訳。

○年○月分水道料金等口座振替領収済通知書

…4か月前及び3か月前の料金の、口座振替での領収済分のお知らせ。

※例として、6月検針分のお知らせには2月分と3月分の料金の口座振替済額等が記載されます。